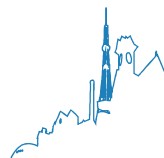


札幌市内事業者向け主な支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の皆様に対し、各種支援を行います。

給付 事業者 時短 外出自粛要請等の影響	重複不可	道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が50%以上減少した (対象期間：2020年11月～2021年3月)	道特別支援金A 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給 (中小法人等20万円 個人事業者等10万円) 申請期間：令和3年4月1日～9月30日	北海道 特別支援金 コールセンター 011-351-4101
		道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した (対象期間：2020年11月～2021年3月)	経営持続化支援一時金 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金（一律10万円）を支給 申請期間：令和3年4月1日～9月30日	札幌市 経営持続化支援一時金 専用ダイヤル 011-351-4102
	※いずれも国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の受給事業者は対象外			
	重複不可	緊急事態措置・まん延防止等重点措置による影響を受けたことで、売上が50%以上減少した (対象期間：2021年4月～)	緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した月を対象に中小法人・個人事業者等に給付金を支給（中小法人等上限20万円 個人事業者等上限10万円） 申請期間：原則、対象月の翌月から2か月間 ※各月において要件を満たせば、複数月分の受給が可能	経済産業省 月次支援金 事務局相談窓口 0120-211-240
		国の月次支援金を受給している酒類製造業者・酒類販売事業者 (対象期間：2021年5月～6月)	酒類販売事業者特別支援金 緊急事態宣言等による飲食店への酒類提供停止の要請等の影響で、売上が50%以上減少した酒類販売(又は製造)事業者は、国の月次支援金に上乗せして支援金を給付（法人上限20万円/月 個人事業者上限10万円/月） 申請期間：令和3年7月30日～10月15日	北海道 酒類販売事業者特別支援金事務局 011-798-0579
		道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した (対象期間：2021年4月～7月)	道特別支援金B 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給 (中小法人等10万円 個人事業者等5万円) 申請期間：令和3年7月2日～9月30日	北海道 特別支援金 コールセンター 011-351-4101



飲食店等

- ・道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した

令和3年度感染防止対策協力支援金

道の飲食店等の営業時間の短縮要請等（協力期間：原則**4/27～5/11**）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。
 申請期間：令和3年5月12日～8月31日

まん延防止・緊急事態措置協力支援金

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による道の飲食店等の休業、営業時間の短縮要請等（要請期間：**5/12～5/31**）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。
 申請期間：令和3年6月1日～8月31日

緊急事態措置延長協力支援金

緊急事態措置による道の飲食店等の休業、営業時間の短縮要請等（要請期間：**6/1～6/20**）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年6月21日～8月31日

再まん延防止等重点措置協力支援金

まん延防止等重点措置による道の飲食店等の営業時間の短縮要請等（要請期間：**6/21～7/11**）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年7月12日～8月31日

令和3年7月感染防止対策協力支援金

道の飲食店等の営業時間の短縮要請等（協力期間：原則**7/12～7/25**）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。
 申請期間：令和3年7月26日～8月31日

令和3年8月感染防止対策協力支援金

道の特別対策及びまん延防止等重点措置による飲食店等の営業時間の短縮要請等（要請期間：原則**7/26～8/31**）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。
 申請期間：令和3年9月1日～9月30日

令和3年9月まん延防止対策協力支援金

まん延防止等重点措置による飲食店等の営業時間の短縮要請等（要請期間：**9/1～9/12**）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年9月13日～10月31日（予定）

札幌市
感染防止対策協力金専用ダイヤル
011-330-8396

給付

大規模施設等

- ・5/12～7/11の間、道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した（1,000㎡超の大規模施設等）

北海道大規模施設等協力支援金

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による道の大規模施設等の休業、営業時間の短縮要請等にご協力いただいた事業者に支援金を支給。

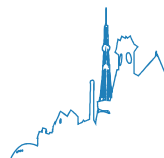
要請期間：**5/12～5/31** ※札幌市外は**5/16～31**
 申請期間：令和3年6月1日～8月31日

要請期間：**6/1～6/20**
 申請期間：令和3年6月21日～8月31日

要請期間：**6/21～7/11**
 申請期間：令和3年7月21日～8月31日

北海道
感染防止対策協力支援金事務局
011-350-7377

市内事業者におかれましては、「新北海道スタイル」を実践いただきますようお願いします。
 「新北海道スタイル」の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。
 URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>



相談 猶予

- ・ 経営相談や融資の相談・市税の納付相談をしたい
- ・ 雇用調整助成金等の申請の方法がわからない

事業者向けワンストップ相談窓口

札幌中小企業支援センター

北海道経済センタービル2階（中）北1条西2丁目

経営相談、融資認定・相談、市税の納税猶予相談、感染予防等の相談
 社保等の猶予や雇用維持の相談、雇用調整助成金等の申請サポート、テレワーク導入相談

受付：平日9:00～12:00、13:00～17:00(最終受付16:30)

札幌市
事業者向けワ
ンストップ相
談窓口
専用ダイヤル
**011-231-
0568**

- ・ テレワーク導入を相談したい

札幌市テレワーク推進サポートセンター(テレサポ)

テレワークで使用する代表的な機器やアプリの展示・体験、社労士等の専門家相談、導入経費に対する補助金の案内等を実施
 (場所：札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ4階)

札幌市テレワ
ーク推進サポ
ートセンタ
**011-708-
3500**

貸付

- ・ 資金繰りのための融資を受けたい

新型コロナ対応サポート資金

限度：5,000万円 取扱期間：～令和3年12月31日
 融資利率・期間：年1.0%・10年以内(うち据置3年以内)

- ・ 資金繰りのための融資を緊急に受けたい

新型コロナウイルス緊急資金

新型コロナ対応サポート資金の融資実行までの間、事業資金が切迫している事業者に対し、緊急融資を実行

融資限度：500万円 取扱期間：～令和3年12月31日
 融資利率・期間：年1.0%・10年以内(うち据置3年以内)

札幌市
事業者向けワ
ンストップ相
談窓口
専用ダイヤル
**011-231-
0568**

補助 助成

- ・ 一時休業等により従業員の賃金が支払えない

雇用調整助成金

一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。現在、助成率の拡充等、特例措置が取られています。

特例対象期間：令和2年4月1日～令和3年9月30日

北海道労働局
**011-788-
2294**

- ・ テレワークを導入したい

新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金

在宅勤務をはじめとするテレワークの導入に取り組む市内中小企業等に対して導入に係る経費を補助します。(補助率：3/4 上限60万円 下限15万円)

申請期間①：令和3年5月10日～令和3年8月31日

申請期間②：令和3年10月1日～令和3年12月17日

札幌市
テレワーク
推進サポ
ートセンタ
**011-708-
3500**

市内事業者におかれましては、「新北海道スタイル」を実践いただきますようお願いします。
 「新北海道スタイル」の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。
 URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>